

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構業務方法書（案）

- 第1章 総則
 - 第2章 研究開発の方法
 - 第3章 成果の普及及び活用促進の方法
 - 第4章 研究者の交流促進の方法
 - 第5章 施設及び設備を共用に供する方法
 - 第6章 研究者の養成及び資質の向上の方法
 - 第7章 大学院大学の設置の準備の方法
 - 第8章 附帯業務
 - 第9章 業務委託の基準
 - 第10章 競争入札その他の契約に関する基本的事項
 - 第11章 その他業務の執行に関して必要な事項
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適切な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 機構は、沖縄における科学技術基盤の整備を図り、沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする業務の重要性に鑑み、関係機関と密接な連携を図り、もってその業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

第2章 研究開発の方法

（研究開発の実施）

第3条 機構は、主務大臣の指示に係る中期目標を達成するために策定した中期計画に基づき研究開発を行なうものとする。

（外部資金による研究開発の実施）

第4条 機構は、国内外の政府機関及び科学技術関係団体等から資金の提供を受けて研究開発を行なうことができる。

（研究開発の受託）

第5条 機構は、依頼に応じて、研究開発の実施を受託することができる。

2 機構は、研究開発の実施を受託する場合には、委託者との間で受託契約を締結するものとする。

3 前項の受託契約において定める事項その他研究開発の受託に関し必要な事項は、別に定める。

（共同研究開発の実施）

第6条 機構は、国内外の大学、研究機関等（以下この条において「研究機関等」という。）と共同して研究開発を行なうことができる。

2 機構は、共同で研究開発を行なう場合には、研究機関等との間で共同研究開発契約を締結するものとする。

3 前項の共同研究開発契約において定める事項その他共同研究開発に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 成果の普及及び活用促進の方法

（研究開発の成果の普及及び活用促進）

第7条 機構は、次の各号に掲げる方法により、研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進を行なうものとする。

- (1) 研究開発の成果に関する発表会を開催すること
- (2) 研究開発の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること
- (3) 研究開発の成果である知的財産を実施させること
- (4) 研究開発の成果に関する技術指導を行なうこと
- (5) 研究開発の成果の移転の促進のための情報提供を行なうこと
- (6) その他適切と認められる方法

(知的財産権の管理及び活用促進)

第8条 機構は、研究開発の成果として取得した知的財産権を管理するとともに、その活用促進を図るものとする。

(対価の徴収)

第9条 機構は、第7条の方法により成果の普及及び成果の活用の促進を行なう場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第4章 研究者の交流促進の方法

(研究者の交流促進)

第10条 機構は、先端的な研究開発に関する国際的なワークショップ、シンポジウム、セミナー等の開催その他の方法により、研究者の交流の促進を行なうものとする。

第5章 施設及び設備を共用に供する方法

(共用施設等の選定)

第11条 機構は、共用に供する施設及び設備(以下「共用施設等」という。)を選定する場合には、その機能、保有に要する資金、自らの研究開発の実施への影響、社会・経済上の重要性等を勘案して行なうものとする。

(共用施設等を使用する課題の選定)

第12条 機構は、共用施設等を使用する研究開発の課題を選定する場合には、自らの研究開発の実施に支障を来さない範囲で、共用施設等の使用目的、使用期間等及び課題の緊要性、公共性等を勘案して行なうものとする。

(共用施設等の貸借契約)

第13条 機構は、共用施設等を貸与する場合には、使用者との間で貸借契約を締結するものとする。

2 前項の貸借契約において定める事項その他共用施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(共用施設等の使用料)

第14条 機構は、共用施設等を使用させる場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第6章 研究者の養成及び資質の向上の方法

(研究者の養成及び資質の向上)

第15条 機構は、次の各号に掲げる方法により、国際的に卓越した科学技術に関する研究者の養成及びその資質の向上を図るものとする。

- (1) ポストドクター及び大学院生の受入れによる研究指導
- (2) 連携大学院制度による研究指導
- (3) 地方公共団体、企業等の研究者の受入れによる研究指導

- (4) その他適切と認められる方法

第7章 大学院大学の設置の準備の方法

(大学院大学の設置の準備)

第16条 機構は、次の各号に掲げる方法により、大学院大学の設置の準備を行なうものとする。

- (1) 大学院大学の教育課程の検討を行なうこと
- (2) 大学院大学の教員組織、学生募集、施設整備、社会・産業界との連携、運営体制の在り方について検討を行なうこと
- (3) その他大学院大学の設置準備として必要と認められる事項について検討を行なうこと
- (4) 前各号に掲げる検討に資するため、海外での事例調査や有識者からの意見聴取を行なうこと

第8章 附帯業務

(附帯業務)

第17条 機構は、第3条から第16条までに定める業務に附帯する業務を行なうことができる。

第9章 業務委託の基準

(業務の委託)

第18条 機構は、自ら実施することが効率的でないと認める業務の実施を委託することができる。

(委託契約)

第19条 機構は、業務を委託しようとする場合には、受託者と業務委託契約を締結するものとする。

2 前項の業務委託契約において定める事項その他業務委託に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 競争入札その他の契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第20条 機構は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第11章 その他業務の執行に関して必要な事項

(生命倫理への配慮)

第21条 機構における業務は、生命倫理に関する問題に十分に配慮を行い、適切に実施するものとする。

(その他の業務の方法)

第22条 この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な事項は別に定める。

附則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成17年9月1日から適用する。